

令和5年度沖縄市地域密着型サービス事業所集団指導



沖縄市健康福祉部 介護保険課管理係

1



目次

1. 運営基準 令和5年度末までの経過措置について
2. 感染症法上の位置づけの変更に伴うコロナ臨時的取扱いについて
3. 業務管理体制について
4. 運営推進会議（介護・医療連携推進会議）について
5. お知らせ事項
6. 令和4年度介護職員処遇改善加算等実績報告書について
7. 処遇改善加算等に係る注意事項

2



1. 運営基準 令和5年度末までの経過措置について

以下の項目については、**令和6年3月31日までに**整備してください。

- ①業務継続計画の策定等
- ②認知症介護基礎研修の受講の義務づけ
- ③感染症の予防及びまん延の防止のための措置
- ④虐待の防止
- ⑤栄養管理
- ⑥口腔衛生の管理

3



①業務継続計画の策定等

参考

<厚生労働省ホームページ>

介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaiigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

介護施設・事業所における業務継続ガイドラインや、研修動画が掲載されています。（新型コロナウイルス感染症、自然災害別）

4



②認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

参考

<沖縄県ホームページ>

介護保険施設等従事者向け研修

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kodomo/korei/shido/13595.html>

※令和4年度の情報（参考）

- eラーニング

期間、人数制限なし。受講料 3,000円

- 集合研修

例年4回開催（各回定員25名）。テキスト代 1,100円



令和5年度分は、上記ホームページをご確認ください。

5



③感染症の予防及びまん延の防止のための措置

参考

<厚生労働省ホームページ>

介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kai/go/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

感染症対策の手引き等が掲載されています。



6



④虐待の防止

参考

<厚生労働省ホームページ>

- 高齢者虐待防止に資する研修・検証資料等

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22750.html



研修、検証等に活用できる調査研究事業等の資料等が掲載されています。

- 高齢者虐待防止の基本

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/1.pdf>

7



⑤栄養管理 ⑥口腔衛生の管理

参考

リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和3年3月16日 老認発0316第3号老老発第0316第2号厚生労働省発出通知）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000755018.pdf>



- 第4

施設サービスにおける栄養ケア・マネジメント及び経口移行加算等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について（P37～41）

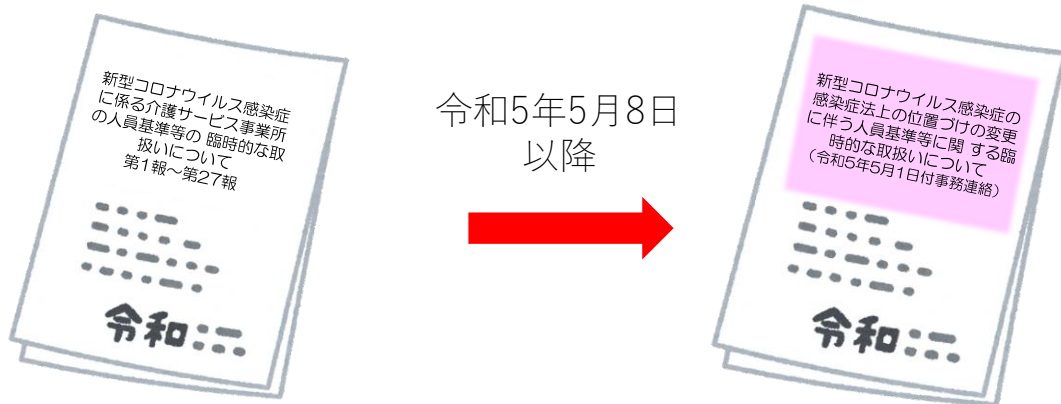
- 第7

口腔衛生の管理体制に関する基本的考え方並びに事務処理手順例及び様式例の提示について（P48～50）

8



2. 感染症法上の位置づけの変更に伴うコロナ臨時的取扱いについて



※沖縄市ホームページ参照

<https://www.city.okinawa.okinawa.jp/k020/contents/p00006.html>

9



別紙2 位置づけ変更後におけるコロナ特例事務連絡の取り扱い整理表 (R5.05.01)

利用者や従事者等において新型コロナウイルス感染者が発生した際にも、安定的にサービス提供を行うための臨時的な取扱いや、ワクチン接種の促進のための臨時的な取扱いについては、当面の間継続する。

利用者や従事者（同居する家族を含む）に新型コロナウイルス感染者（又はその疑いがある者）が発生した場合において、柔軟な取扱いを継続する。

実習・実地研修に限り、新型コロナウイルスの影響により未受講の場合に、基準違反・減算としない取扱いを継続する。

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけ変更に伴い、各種制限が緩和されることを踏まえ、臨時的な取扱いがなくても必要なサービスを提供することが可能と考えられるものについては、**当該臨時的な取扱いを令和5年5月7日をもって終了する。**

	継続	一部修正（基準等）	一部修正（研修）	終了
	1	2 - (1)	2 - (2)	3
第1報				
-1.		(2)、(3)、(4) (5)、(6)、(7)		(1)、(8)
-2.		(1)、(4)、(5)、(6) (7)、(10)、(11)		(2)、(3)、(8)、(9)
第2報	1、2			
第3報	1、2、5、6	3、4、11		7*、8、9、10

*位置づけ変更前に既に取り扱いを終了しているもの

**コロナ特例事務連絡としては取扱いを終了するものの、他の事務連絡等により従前と同様の取扱いが可能であるもの

10



3. 業務管理体制について

介護保険法第115条の32により、介護サービス事業者には、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。

介護サービス事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数に応じて定められており、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届ける必要があります。

※厚生労働省ホームページ

介護サービス事業者の業務管理体制

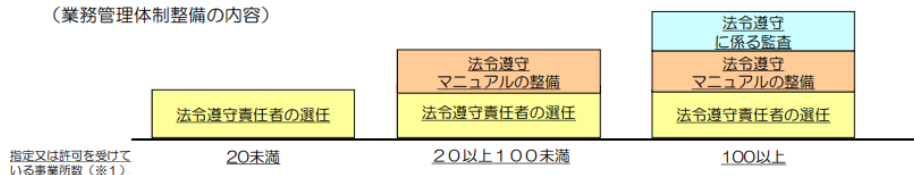
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/service/index.html

11



○ 法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図る。

(業務管理体制整備の内容)



【届出先】

区分	届出先
① 指定事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 指定事業所が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事
③ 指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市の長
④ 指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者(※2)	中核市の長
⑤ 地域密着型サービスのみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者	市町村長
⑥ ①から⑤以外の事業者	都道府県知事

(※1) 事業所数には、介護予防事業所は含むが、みなし事業所及び総合事業における介護予防・生活支援サービス事業所は、含まない。
(みなし事業所とは、病院等が行う居宅サービス(居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハ及び通所リハ)であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所のこと。)

(※2) 指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合の事業者を除く。(届出先は、都道府県知事)

1

12



業務管理体制の整備に係る届出事務の電子申請化について

厚生労働省において「業務管理体制の整備に関する届出システム」（以下、「届出システム」という。）が構築され、令和5年3月28日以降、電子申請等による届出が可能となっています。電子申請に関する詳細は、下記沖縄県ホームページをご参照ください。

沖縄県ホームページ

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kodomo/korei/20922.html>

13



提出先

届出先	提出先
厚生労働大臣	〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省老健局総務課 介護保険指導室 業務管理係 TEL 03-5253-1111（内線3958） FAX03-3592-1281 厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/service/annai.html
沖縄県知事	沖縄県庁または福祉事務所（詳細は下記沖縄県ホームページ参照） 沖縄県ホームページ https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kodomo/korei/20922.html
沖縄市長	〒904-8501 沖縄市仲宗根町26番1号 沖縄市役所1階 介護保険課管理係 TEL 098-939-1212（内線3098） E-mail a42kanri@city.okinawa.lg.jp 沖縄市ホームページ https://www.city.okinawa.okinawa.jp/k020-001/kenkou/jigyousha/kaigojigyousha/22457.html

★届出システムのログイン画面はこちらから

<https://www.laicomea.org/laicomea/cmns01l/cmns01l1/init.do>

14



4. 運営推進会議（介護・医療連携推進会議）について

サービス種別	開催頻度
指定期巡回・随時訪問型訪問介護看護 指定地域密着型通所介護 指定認知症対応型通所介護	おおむね6月に1回以上
指定小規模多機能型居宅介護 指定認知症対応型共同生活介護 指定地域密着型特定施設生活介護 指定地域密着型介護老人福祉施設 指定看護小規模多機能型居宅介護	おおむね2月に1回以上

15



開催通知や議事録は、介護保険課管理係宛に送ってください。
（電子メール、郵送、窓口）※個人情報取扱注意

議事録は公表しなければならない
※個人情報取扱注意

<構成メンバー>

- ・利用者
- ・利用者の家族
- ・地域住民の代表者
- ・市職員または地域包括支援センター職員
- ・知見を有する者等



開催通知



会議参加



議事録



地域密着型サービス事業所



介護保険課管理係 〒904-8501 沖縄市仲宗根町26番1号
E-mail : a42kanri@city.okinawa.lg.jp
FAX : 098-987-8527

16



5. お知らせ事項

- 消火設備等の点検について
- よくある指摘事項
- 介護給付費算定に係る体制等に関する届出について
- 令和5年度沖縄市介護職員初任者研修等受講費用助成金について

17



消火設備等の点検について

<基準>

消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を備えなければならない。

<解釈通知>

消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものである。

18



指定更新時に、「直近の消防用設備
等点検結果報告書」の提出をお願い
しています。消防法令等に違反して
いる状態では、指定更新ができない
場合がありますのでご注意ください。

19



消防法に基づく消防用設備等点検報告制度について

消防用設備等点検報告制度（消防法第17条の3の3）

いざという時に、建物に設置されている消防用設備等が確実に作動するために、建物の関係者（所有者・管理者・占有者）には、消防法に基づき設置された消防用設備等を定期的に点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告する義務があります。

消火設備

- 消火器具
- 屋内消火栓設備
- スプリンクラー設備
- 不活性ガス消火設備
- 粉末消火設備など



警報設備

- 自動火災報知設備
- ガス漏れ火災警報設備
- 火災通報装置
- 非常放送設備など



避難設備

- 救助袋
- 緩降機
- 避難はしご
- 誘導灯・標識など



沖縄市ホーム
ページより

※沖縄市ホームページ

<https://www.city.okinawa.okinawa.jp/k051/anshin/shouboukyuukyuu/shoubou/1008/23946.html>





よくある質問



Q1 消防用設備等の点検の種類と頻度は？

A 6か月に1回の機器点検と1年に1回の総合点検を行う必要があります。

- 機器点検：外観又は簡易な操作による点検
- 総合点検：実際に消防設備を作動させ、総合的な機能を確認する点検

【参照：平成16年5月31日消防庁告示第9号】



21



Q2 消防用設備等の報告の頻度は？

A 建物の用途によって決められた期間ごとに報告する義務があります。

介護事業所はこちら

• **特定防火対象物：1年に1回の報告**

(用途例：物品販売店舗、ホテル、病院、飲食店など不特定多数の者が出入りする建物)

• 非特定防火対象物：3年に1回の報告

(用途例：工場、事務所、共同住宅、学校、駐車場等)

【参照：消防法施行規則第31条の6】



22



※詳しくは以下の表をご参照ください。

防火対象物(消防法施行令別表1)		点検結果の報告時期	防火対象物(消防法施行令別表1)		点検結果の報告時期	
(1) イ 劇場等 □ 公会堂等	1年に1回	3年に1回	(9) イ 特殊浴場 □ 一般浴場	1年に1回		
(2) イ キャバレー等 □ 遊技場等			(10) 停車場等			
ハ 住風俗特殊営業店舗等 ニ カラオケボックス等			(11) 神社・寺院等			
(3) イ 料理店等 □ 飲食店			(12) イ 工場等 □ 映画又はテレビスタジオ		3年に1回	
(4) 百貨店等			(13) イ 駐車場等 □ 航空機格納庫			
(5) イ 旅館等 □ 共同住宅等			(14) 倉庫			
イ 病院等			(15) 事務所等			
(6) □ 自力避難困難者入所福祉施設等 ハ 老人福祉施設、児童養護施設等			(16) イ 特定複合用途防火対象物 □ 非特定複合用途防火対象物			1年に1回
ニ 幼稚園等			(16)2 地下街			3年に1回
(7) 学校			(16)3 準地下街			1年に1回
(8) 図書館等	(17) 文化財	3年に1回				
	(18) アークード					

は 特定防火対象物
 は 非特定防火対象物



6項ロ	<p>1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム(介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七条第一項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な要介護者」という。))を主として入居させるものに限る。)、有料老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)、介護老人保健施設、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二第四項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。)、同条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</p> <p>2) 救護施設</p> <p>3) 乳児院</p> <p>4) 障害児入所施設</p> <p>5) 障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第四条第一項に規定する障害者又は同条第二項に規定する障害児であって、同条第四項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な障害者等」という。))を主として入所させるものに限る。))又は同法第五条第八項に規定する短期入所若しくは同条第十七項に規定する共同生活援助を行う施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ5)において「短期入所等施設」という。)</p>
6項ハ	<p>1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム(ロ1)に掲げるものを除く。)、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(ロ1)に掲げるものを除く。)、老人福祉法第五条の二第三項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(ロ1)に掲げるものを除く。))その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</p> <p>2) 更生施設</p> <p>3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の三第七項に規定する一時預かり事業又は同条第九項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</p> <p>4) 児童発達支援センター、児童心理治療施設又は児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援若しくは同条第四項に規定する放課後等デイサービスを行う施設(児童発達支援センターを除く。)</p> <p>5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設(ロ5)に掲げるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第七項に規定する生活介護、同条第八項に規定する短期入所、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援、同条第十四項に規定する就労継続支援若しくは同条第十五項に規定する共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く。)</p>



Q&A

Q3 自分で点検できるの？

A 基本的には、消防設備士又は消防設備点検資格者に依頼し、点検を行ってください。

ただし、次の1.2.のいずれにも該当しない建物については、法律上資格者以外の者でも点検することができますが、点検時の安全性なども考慮し、沖縄市消防本部では資格者による点検を推奨しています。

1. 延べ面積1000平方メートル以上の建物
2. 地下又は3階以上の階に特定用途（物品販売店舗、ホテル、病院、飲食店など不特定多数の人が出入りする事業所等）があり、かつ、階段が屋内一か所のみ建物



25

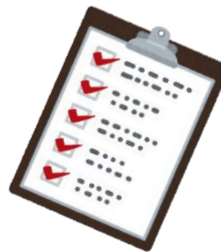


Q&A

Q4 点検結果の報告書はどうやって作るの？

A 告示で定められた様式を使用し、2部作成し報告する必要があります。

1. 消防用設備等点検結果報告書
2. 消防用設備等点検結果総括表
3. 消防用設備等点検者一覧表
4. 必要な設備の点検表



👉 消防用設備等の点検報告、点検表（日本消防設備安全センター）

<https://www.fesc.or.jp/07/index4-c.html>

26



Q&A

Q5 点検の結果、不備事項があった場合はどうしたらよいですか？

A 消防用設備等に不備があると、火災等の災害時に被害を拡大させる可能性があるため、正常な状態で維持する必要があります。不備事項があった場合は早期に改修してください。



27

**Q&A**

Q6 罰則はありますか？

A 点検結果の報告がなされない場合には建物の関係者に対し、職員による立入検査等で指導を行います。それでも報告がなされない場合には、罰則として30万円以下の罰金又は拘留となる可能性があります。

【参照：消防法第44条第11号】

28



消防用設備等に関するお問い合わせ

沖縄市消防本部 予防課

〒904-2153 沖縄県沖縄市美里5丁目29番1号

電話番号：098-929-0901（予防課直通）

ファクス番号：098-983-4588



29



よくある指摘事項について

①秘密保持（個人情報使用の同意）



個人情報の使用に関する同意書について、家族の個人情報の使用に係る家族の同意欄がない。

< 基準 >

サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は**利用者の同意を**、利用者の家族の個人情報を用いる場合は**当該家族の同意を**、あらかじめ**文書により**得ておかなければならない。

30



個人情報の使用に関する同意書

上記の目的で個人情報を使用することに同意します。

参考

令和〇年〇月〇日

利用者氏名 □□ □□

(代筆者) △△ △△ (続柄：長男)

家族氏名 △△ △△ (続柄：長男)

個人情報の使用に関する同意書には、

①利用者の個人情報を使用することについての**利用者の同意欄**

②利用者の家族の個人情報を使用することについての**利用者家族の同意欄**

が必要。

31



個人情報の取り扱いに係る参考ページ

- 個人情報保護委員会ホームページ

法令・ガイドライン等

https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/#anc_Guide

- 政府広報オンライン

個人情報保護法をわかりやすく解説

個人情報の取扱いルールとは？

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201703/1.html>

- 厚生労働省ホームページ

厚生労働分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン等

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>

32



②苦情処理

重要事項説明書等に苦情処理の体制及び手順等の記載がない。

<基準解釈通知より>

事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、相談窓口の連絡先、**苦情処理の体制及び手順等**を利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所に掲示するべきものである。

33



あらかじめ利用申込者またはその家族に説明する内容（基準解釈通知）



- 運営規程の概要
- 従業者の勤務の体制
- 事故発生時の対応
- **苦情処理の体制**
- 提供するサービスの第三者評価の実施状況

などの利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項を文書で交付して説明し、同意を得る。

34



(参考様式5) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	
事業所又は施設名	
申請するサービス種類	
措置の概要	
1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置	
2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順	
3 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等(認定介護支援事業者の場合記入)	
4 その他参考事項	

備考 上の事項は例示であり、これにかかわらず苦情処理に係る対応方針を具体的に記していただく。

指定申請時に、指定権者に提出する書類です。

利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し説明してください。



介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

別紙様式3-2 介護給付費算定に係る体制等に関する届出

別紙様式3-2		受付番号	
介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 <地域密着型サービス事業者・地域密着型介護予防サービス事業者> 介護予防支援事業者用 > 市区町村 年 月 日			
申請者 申請者名 姓 所在地 名称		所在地 名称	
このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。			
届出事項	フリガナ 氏名	(郵便番号) ー ー ー	〒
	主たる事業所の所在地	(郵便番号) ー ー ー	〒
代表者	代表者名	フリガナ	FAX番号
	代表者の職・氏名	フリガナ	氏名
事業所の状況	フリガナ 事業所・施設名	(郵便番号) ー ー ー	〒
	主たる事業所の所在地	(郵便番号) ー ー ー	〒
代表者	代表者名	フリガナ	FAX番号
	代表者の職・氏名	フリガナ	氏名
事業所の状況	フリガナ 事業所名	(郵便番号) ー ー ー	〒
	主たる事業所の所在地	(郵便番号) ー ー ー	〒
代表者	代表者名	フリガナ	FAX番号
	代表者の職・氏名	フリガナ	氏名
届出事項	届出事項	届出事項	届出事項
	届出事項	届出事項	届出事項

別紙1-3 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

別紙1-3		介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス)											
		事業所番号											
届出事項	届出状況	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
フリガナ 氏名	フリガナ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	フリガナ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
代表者	代表者名	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	代表者の職・氏名	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
事業所の状況	事業所名	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	事業所の所在地	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
代表者	代表者名	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	代表者の職・氏名	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
事業所の状況	事業所名	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	事業所の所在地	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>



別紙様式3-2 介護給付費算定に係る体制等に関する届出

変更する項目を
すべて記載して
ください

介護予防認知症対応型共同生活介護	<input type="checkbox"/>	1新規	<input type="checkbox"/>	2変更	<input type="checkbox"/>	3終了
居宅介護支援	<input type="checkbox"/>	1新規	<input type="checkbox"/>	2変更	<input type="checkbox"/>	3終了
介護予防支援	<input type="checkbox"/>	1新規	<input type="checkbox"/>	2変更	<input type="checkbox"/>	3終了
地域密着型サービス事業所番号等						
指定を受けている市町村						
介護保険事業所番号	(指定を受けている事業所)					
既に指定等を受けている事業						
医療機関コード等						
特記事項	変更前			変更後		
関係書類	【別紙のとおり】					

備考1 「受付番号」欄には記載しないでください。
 2 「法人である場合その種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。
 3 「法人所轄庁」欄、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
 4 「実施事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。
 5 「異動等の区分」欄には、今回届出を行う事業所について該当する数字の横の口を■にしてください。
 6 「異動項目」欄には、(別紙1-3)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目(施設等の区分、人員配置区分、その他該当する体制等、割引)を記載してください。
 7 「特記事項」欄には、異動の状況について具体的に記載してください。
 8 「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」について、複数の出張所等を有する場合は、適宜欄を補正して、全ての出張所等の状況について記載してください。



別紙1-3 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

変更するものだけでなく、
全ての項目に
チェックしてください。

(別紙1-3)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(地域密着型サービス・地域密着型介護)

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	その他	該当する体制等	LFEへの登録	割引
各サービス共通			地域区分	<input type="checkbox"/> 1 1級地 <input type="checkbox"/> 2 2級地 <input type="checkbox"/> 3 3級地 <input type="checkbox"/> 4 4級地 <input type="checkbox"/> 5 5級地 <input type="checkbox"/> 6 6級地 <input type="checkbox"/> 7 7級地 <input type="checkbox"/> 8 8級地 <input type="checkbox"/> 9 9級地 <input type="checkbox"/> 10 その他		
			特別地域加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり
			中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	<input type="checkbox"/> 1 非該当 <input type="checkbox"/> 2 該当		
			中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)	<input type="checkbox"/> 1 非該当 <input type="checkbox"/> 2 該当		
			緊急時訪問看護加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
			特別管理体制	<input type="checkbox"/> 1 対応不明 <input type="checkbox"/> 2 対応可		
			24時間体制	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
			認知症対応型ケア加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
			サービス提供体制強化加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ		
			介護職員処遇改善加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 4 加算Ⅲ		
			介護職員等特定処遇改善加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ		
			介護職員等ベースアップ等支援加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
			24時間通称対応加算	<input type="checkbox"/> 1 対応不明 <input type="checkbox"/> 2 対応可		
			特別地域加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
□ 76 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	□ 1 一体型 □ 2 連携型		中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	<input type="checkbox"/> 1 非該当 <input type="checkbox"/> 2 該当		
			認知症専門ケア加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ		
			サービス提供体制強化加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 4 加算Ⅲ		
□ 71 訪問対応型訪問介護	□ 1 I型 □ 2 II型		中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	<input type="checkbox"/> 1 非該当 <input type="checkbox"/> 2 該当		
			認知症専門ケア加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ		
			サービス提供体制強化加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ (イの場合) <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ (イの場合)		



令和5年度沖縄市介護職員初任者研修等受講費用助成金について

- 市内の介護サービス提供事業所における新たな介護人材の確保及び介護職員の資質の向上を図るため、同事業所の従業者に係る**介護職員初任者研修又は介護福祉士実務者研修**を修了した者に、その受講費用の一部を予算の範囲内で助成します。（予算がなくなり次第終了。）

・上限5万円

詳細は、沖縄市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.okinawa.okinawa.jp/k020001/contents/p00002.html>



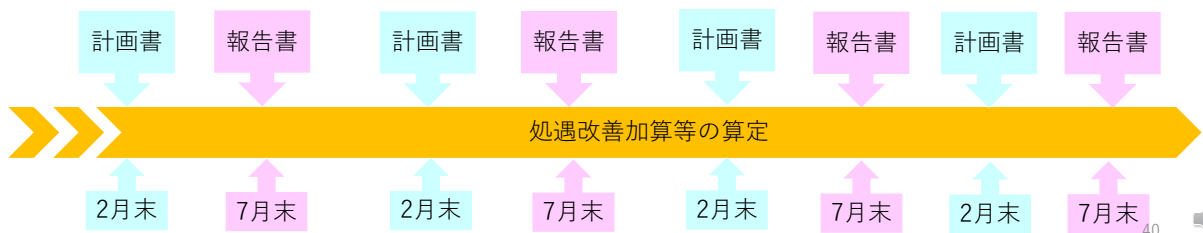
39



6. 令和4年度介護職員処遇改善加算等実績報告書について

- 介護職員処遇改善加算
- 介護職員等特定処遇改善加算
- 介護職員等ベースアップ等支援加算

算定している間は、毎年度計画書と実績報告書の提出が必要です。



40



令和4年度実績報告書の提出

<提出期限>

令和5年7月31日（月）17：00まで

提出方法：窓口、郵送、電子メール

（郵送または電子メール推奨・郵送の場合は必着）

<提出先>

沖縄市役所1階 介護保険課管理係

〒904-8501 沖縄市仲宗根町26番1号

E-mail a42kanri@city.okinawa.lg.jp



41



令和4年度介護職員処遇改善加算等実績報告書の様式

- 介護保険最新情報vol.1136（令和5年3月17日）
- 「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和4年度分）」の一部改正について
- <提出書類>
- 別紙様式3-1
- 別紙様式3-2
- 別紙様式3-3（令和4年度にベースアップ加算を算定している場合）

42





期限までに実績報告が行われない場合

問 期限までに実績報告が行われない場合は、実施期間中の当該加算は全額返還となるのか。（平成24年度介護報酬改定に関するQ & A（Vol.1）平成24年3月16日付 P99 問238）

答 加算の算定要件で実績報告を行うこととしており、指定権者が実績報告の提出を求める等の指導を行っているにも関わらず、実績報告の提出を行わない場合は、加算の算定要件を満たしていない不正請求として全額返還となる。

43



令和4年度実績報告書の作成

①



②



③

実績報告書 作成にあたっての入力シート等の説明				
令和4年度以降の処遇改善加算等に係る実績報告書の作成方法をご説明しています				
ワークシート名(左からの順)	枚数	ワークシートの入力の際書く(欄数)	説明	提出の要否
基本情報入力シート	1	①	・本様式の約谷と使い方を説明しています。 ・法人の基本的な情報を入力することで、様式3-1及び様式3-2への自動転記が実行されるため、ご記入から入力していただき、ワークシートは提出不要です。	不要
別紙様式3-1	1	③	・計画書の基準額や資金改算を算出したグループ等を入力します。 ・別紙様式3-1に事業所毎の加算総額や資金総額、寄附的加算員数等を入力後、資金改算所要額が加算の総額を上回っていること、平均資金改算額が配分比率の要件を満たしていること等を確認します。	提出
別紙様式3-2	1(一部申請する事業所数により異なる)	②	・計画書の別紙様式2-2又は別紙様式3-3で開示した事業所について、事業所毎の加算総額や資金総額、寄附的加算員数等を入力します。	提出
別紙様式3-3	1(一部申請する事業所数により異なる)	②	・計画書の別紙様式2-4で開示した事業所について、事業所毎の加算総額や資金総額、リースアップ期による資金改算額等を入力します。	提出

ワークシート入力の際

基本情報入力シート

➡

一部自動転記

様式3-2
様式3-3

➡

一部自動転記

様式3-1

- 令和2年度からの主な変更点、注意点は下記のとおりです。
 - 介護職員処遇改善実施報告書と介護職員等特定処遇改善実施報告書を一本化しました。
 - 原則、本様式を用いて実績報告を作成してください。
 - 「資金改算所要額」の比較対象となる年度は、「初めて加算を取得する(した)前年度」ではなく(申請の)前年度となりました。
- 令和3年度からの主な変更点は下記のとおりです。
 - 基準額等算出に基づき取組の実施について、過去ではなく、当該年度における取組の実施を求めることとしました。
 - 特定加算の平均資金改算額の配分ルールにおける「経歴・技能のある介護職員」は「他の介護職員」と比較し、高いこととしました。
- 令和4年度からの主な変更点は下記のとおりです。

の順に入力

①

③

②

44



「はじめに」の内容を確認

実績報告書 作成にあたっての入力シート等の説明
令和4年度以降の処遇改善加算等に係る実績報告書の作成方法を説明しています

ワークシート名(左からの順)	枚数	ワークシートの入力の際(種類)	説明	提出の要否
はじめに	1	-	本様式の内容と違い方を説明しています。	不要
基本情報入力シート	1	①	法人の基本的な情報を入力することで、様式3-1及び様式3-2へ自動的に転記が行われるため、必ず入力してください。 ※シートは提出不要です。	不要
別紙様式3-1	1	③	計画書の基準額や資金改善を策定したグループ等を入力します。 ※別紙様式3-2に事業所の加算総額や資金総額、労働時間削減率等を入力後、資金改善所業種が前算の経費を上回っていること、平均資金改善率が配分比以上の要件を満たしていること等を確認します。	提出
別紙様式3-2	1	②	計画書の別紙様式2-2又は別紙様式2-3で届け出た事業所について、事業所毎の加算総額や資金総額、労働時間削減率等を入力します。	提出
別紙様式3-3	1	②	計画書の別紙様式2-4で届け出た事業所について、事業所毎の加算総額や資金総額、ペーパーアップ等による資金改善額等を入力します。	提出

ワークシート入力の流れ

```

        graph LR
            A[基本情報入力シート] -- "一部自動転記" --> B[様式3-2  
様式3-3]
            B -- "一部自動転記" --> C[様式3-1]
    
```

- 令和2年度からの主な変更点・注意点は下記のとおりです。
介護職員処遇改善実績報告書と介護職員等特定処遇改善実績報告書を一本化しました。
原則、本様式を用いて実績報告書を作成してください。
「資金改善所要額」の比較対象となる年度は、「初めて加算を取得する(した)前年度」ではなく「(申請の)前年度」となりました。
- 令和3年度からの主な変更点は下記のとおりです。
職場環境等要件に基づく取組の実施について、過去ではなく、当該年度における取組の実施を求めるとしました。
特定加算の平均資金改善額の配分ルールにおける「経験・技能のある介護職員」は「他の介護職員」と比較し、高いこと」を求めるとしました。
- 令和4年度からの主な変更点は下記のとおりです。
ペーパーアップ等加算を創設し、当該加算による資金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てることを求めることとしました。

はじめに 基本情報入力シート 別紙様式3-1 別紙様式3-2 別紙様式3-3



入力① 基本情報入力シート

加算種別: 沖崎市

基本情報
※下表に必要事項を入力してください。

法人名	カブシキカイシャ エービーシー
名称	株式会社 ABC
法人住所	〒 910-0418 8 5 0 1
住所1(番地・住居番号まで)	沖崎市仲宗根町18番1号
住所2(建物名等)	沖崎市役所ビルディング1階
法人代表者	代表取締役
氏名	山崎 太郎
書籍作成担当	山崎 太郎
担当	山崎 花子
連絡先	電話番号 098-939-1110
FAX番号	098-937-6527
E-mail	abc@abc@city.okinawa.jp

色付きセルのみ記入

加算対象事業所に係る情報
※下表に必要事項を入力してください。記入内容が別紙様式に反映されます。

通し番号	介護保険事業所番号	指定種別名	事業所の所在地	事業所名	サービス名
1	4177040000000	沖縄県	那覇市	デイサービス イロハ	通所介護
2	4177040000000	沖縄県	うるま市	デイサービス イロハ	通所型サービス(総合事業)
3	4177040009999	沖縄県	沖崎市	小規模多機能ホーム イロハ	小規模多機能型居宅介護
4	4177040009999	沖縄県	沖崎市	小規模多機能ホーム イロハ	介護予防小規模多機能型居宅介護

<変更点>
指定権者が複数の場合、1行にまとめて記入する。



入力②-1 別紙様式3-2

色付きセルのみ記入

基本情報入力シートの内容が反映

1行目の色のついたセル (A18~V18)に、本実績報告書で一括して届出する事業所全体の総額及び総数を記入すること

1行目の色のついたセル (A18~AG18)に、本実績報告書で一括して届出する事業所全体の総額及び総数を記入すること

<変更点> 事業所ごとではなく、事業所全体の総額及び総数を記入

※ 色付きセルは、自動計算の結果が反映されるため、手入力する必要はありません。

別紙様式3-2 記入上の注意点①

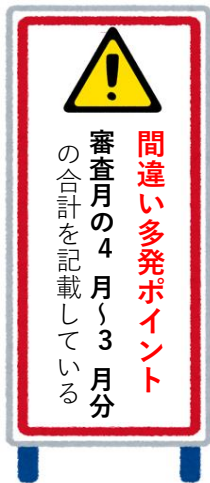
- 「本年度の加算の総額」について
- 国保連からのお知らせをもとに、本年度（4月～3月）の実績を記入する。

自動計算

本年度（4月～3月）の実績を記入

本年度の加算の総額				本年度の加算の総額				本年度の加算の総額				本年度の加算の総額			
事業所数	総額	平均	標準	事業所数	総額	平均	標準	事業所数	総額	平均	標準	事業所数	総額	平均	標準
39,209,894	13,215,091	28,115,779	334,200,905	17,953,264	6,218,154	7,920,401	3,425,029	11,915,849	17,287,346	137,469,825	320.0	637.8	504.4	5	9,104,400
加算口	2,736,000			押戻口	1,723,880										
加算口	3,086,880			押戻口	523,200										
加算口	16,148,160			押戻口	7,288,672										

- 国保連からのお知らせに書かれている令和〇年〇月審査分とは、請求月のことです。



例) 算定月が4月
→ 審査月(請求月)は5月

本年度
(4月～3月)
の加算の総額
とは、

審査月
5月～4月分の合計額

算定月	審査月	処遇改善加算	特定加算	ベースアップ加算
4月	5月			
5月	6月			
6月	7月			
7月	8月			
8月	9月			
9月	10月			
10月	11月			
11月	12月			
12月	1月			
1月	2月			
2月	3月			
3月	4月			
計		0	0	0

本年度(4月～3月)の実績を記入とは？

- 「本年度」= 算定月が4月～3月
- 算定月が4月～3月なので、国保連からのお知らせに記載されている審査月(請求月)は、5月～4月になります。

それぞれの
合計額を記載

本年度加算の総額

算定月		国保連からのお知らせ		
算定月	審査月	処遇改善加算	特定加算	ベースアップ加算
4月	5月			
5月	6月			
6月	7月			
7月	8月			
8月	9月			
9月	10月			
10月	11月			
11月	12月			
12月	1月			
1月	2月			
2月	3月			
3月	4月			
計		0	0	0

別紙様式 3 - 2 記入上の注意点②

「グループ別内訳」について

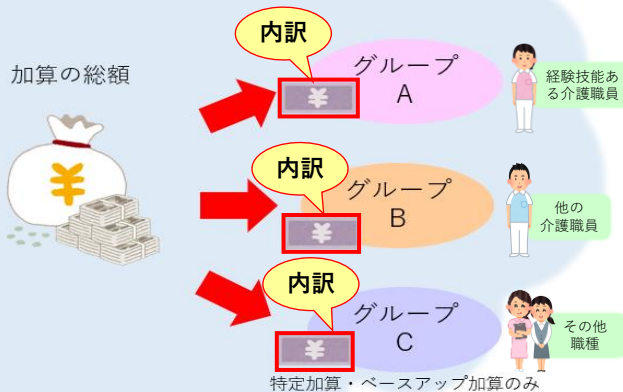
- 「本年度の加算の総額」の内訳を記入します。
- 「グループ別内訳」の合計 = 「本年度の加算の総額」

前年度(4月～3月)の実績を記入			本年度(4月～3月)の実績を記入			本年度の総額(円)			本年度の職種別総額(人)			本年度の職別総額(円)						
本年度の加算の総額(円)	グループ別内訳		算定する加算区分	本年度の加算の総額(円)	グループ別内訳		その他	介護職員(人)	介護職員以外(人)	その他(人)	介護職員(円)	介護職員以外(円)	その他(円)					
	介護職員(円)	その他(円)			介護職員(円)	その他(円)								介護職員(円)	その他(円)			
20,230,864	19,215,094	28,115,773	204,209,265	17,263,268	8,218,194	7,369,491	3,425,029	116,919,269	217,267,746	137,499,825	320,0	6378	2944	5	9,194,400	2,525,624	5,022,460	1,646,236

51



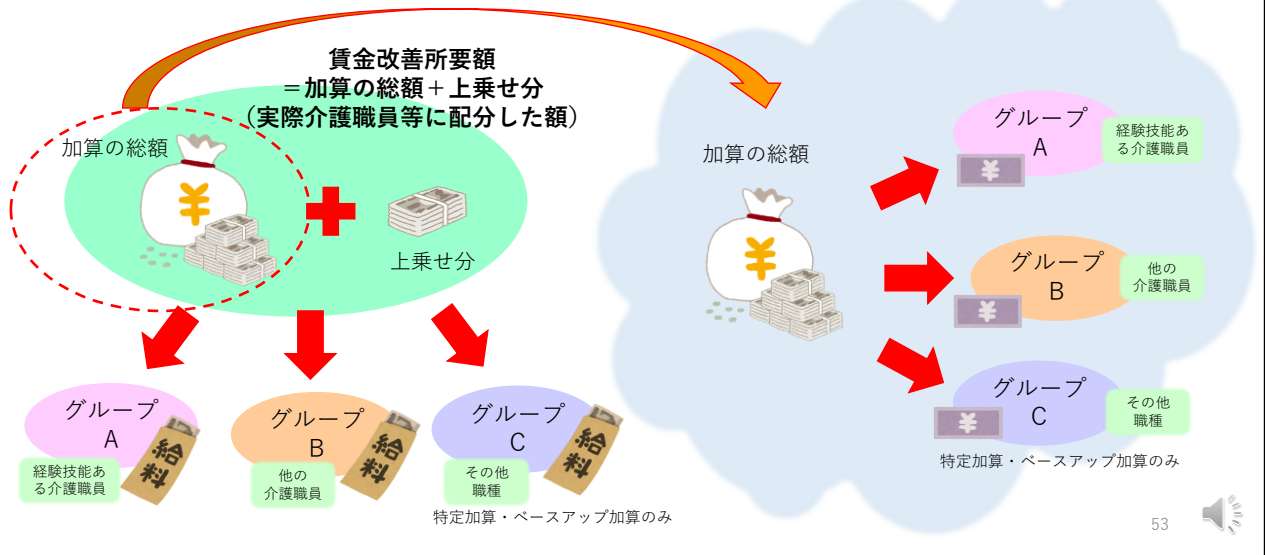
加算の総額の内訳とは？



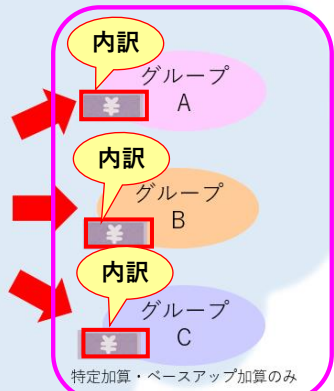
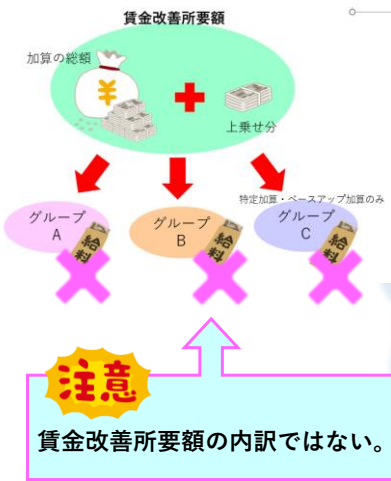
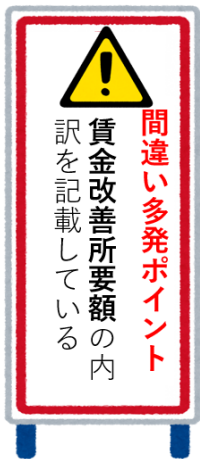
52



賃金改善所要額（実際配分した額）との違い



「加算の総額」だけの内訳を記載する



特定加算の「平均賃金改善額」を算出する過程で、「本年度の平均賃金額」の算出に反映される



別紙様式 3 - 2 記入上の注意点③

- 本年度の賃金の総額は、賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

本年度(4月~3月)の賃金改善		本年度(4月~3月)の賃金を記入		特定加算		その他の職種については、記入数を記載することも可能です。		処遇改善奨励金とベースアップ等加算											
本年度の加算の総額(円)	グループ別内訳		本年度の賃金の総額(円)	算定する加算区分	グループ別内訳			本年度の賃金改善総額(円)			経験・技能のある介護職員(円)	本年度の処遇改善奨励金(円)	グループ別内訳						
	経験・技能のある介護職員(A)	他の介護職員(B)			経験・技能のある介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職種(C)	経験・技能のある介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職種(C)			経験・技能のある介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職種(C)				
39,330,864	13,215,091	26,115,773	334,300,935		17,563,584	6,218,154	7,801,401	3,425,029	116,919,989	217,387,246	137,489,825	320.0	637.8	594.4	5	9,194,400	2,525,624	5,022,480	1,646,296

55



入力した数値（金額等）の転記

入力した加算の総額や内訳は、別紙様式3-2 左上の表に転記されます。

別紙様式3-2 介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書(施設・事業所別個表)		法人名 ○○ケアサービス			
		本年度の加算の総額(円)	〈グループ別内訳〉		
			経験・技能のある介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職種(C)
処遇改善加算	→	Q7 39,330,864	R7 13,215,091	S7 26,115,773	
特定加算	→	Q8 17,563,584	R8 6,218,154	S8 7,920,401	T8 3,425,029
処遇改善支援 奨励金とベースアップ等加算	→	Q9 9,194,400	R9 2,525,624	S9 5,022,480	T9 1,646,296

$Q9 = R9 + S9 + T9$

本年度(4月~3月)の賃金改善		本年度(4月~3月)の賃金を記入		特定加算		その他の職種については、記入数を記載することも可能です。		処遇改善奨励金とベースアップ等加算											
算定する加算区分	グループ別内訳		本年度の賃金の総額(円)	算定する加算区分	グループ別内訳			本年度の賃金改善総額(円)			経験・技能のある介護職員(円)	本年度の処遇改善奨励金(円)	グループ別内訳						
	経験・技能のある介護職員(A)	他の介護職員(B)			経験・技能のある介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職種(C)	経験・技能のある介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職種(C)			経験・技能のある介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職種(C)				
加算区	Q7	R7	S7		Q8	R8	S8	T8		Q9	R9	S9	T9						
加算区	39,330,864	13,215,091	26,115,773	334,300,935	17,563,584	6,218,154	7,801,401	3,425,029	116,919,989	217,387,246	137,489,825	320.0	637.8	594.4	5	9,194,400	2,525,624	5,022,480	1,646,296
加算区	2,736,000				特定区														
加算区	3,086,880				特定区														
加算区	16,146,160				特定区														
加算区	3,864,672				特定区														
加算区	12,895,424				特定区														
加算区	499,824				特定区														

1行目の色のついたセル(T18~V18)に、本表

56



賃金の総額や常勤換算職員数は、別紙様式3-2 右上の表に転記されます。

	本年度の賃金の総額【円】	（グループ別内訳）			本年度の常勤換算職員数【人】			経験・技能のある介護職員のうち月平均8万円以上又は年額440万円以上【人】	特定加算を取得する事業所数
		経験・技能のある介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職種(C)	経験・技能のある介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職種(C)		
処遇改善加算の対象者	X7 334,300,935								
特定加算の対象者	X8 471,710,760	Y8 116,913,589	Z8 217,387,346	AA8 137,409,825	AB8 320.0	AC8 637.8	AD8 594.4	AE8 5	5

$X8 = Y8 + Z8 + AA8$

算定する加算区分	本年度の加算の総額【円】	グループ別内訳			本年度の賃金の総額【円】	本年度の常勤換算職員数【人】	経験・技能のある介護職員のうち月平均8万円以上又は年額440万円以上【人】	本年度の処遇改善加算補助金とベースアップ等加算	グループ別内訳						
		経験・技能のある介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職種(C)					経験・技能のある介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職種(C)				
処遇改善加算	X7 334,300,935				Y8 116,913,589	Z8 217,387,346	AA8 137,409,825	AB8 320.0	AC8 637.8	AD8 594.4	AE8 5	9,194,400	2,525,624	5,022,480	1,646,296

57

別紙様式3-2 左上の表

算定する加算区分	本年度の加算の総額【円】	（グループ別内訳）			本年度の賃金の総額【円】	本年度の常勤換算職員数【人】	経験・技能のある介護職員のうち月平均8万円以上又は年額440万円以上【人】	本年度の処遇改善加算補助金とベースアップ等加算	グループ別内訳					
		経験・技能のある介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職種(C)					経験・技能のある介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職種(C)			
処遇改善加算	Q7 39,330,864	R7 13,215,091	S7 26,115,773											
特定加算	Q8 17,563,584	R8 6,218,154	S8 7,920,401	T8 3,425,029										
処遇改善支援補助金とベースアップ等加算	Q9 9,194,400	R9 2,525,624	S9 5,022,480	T9 1,646,296										

$Q9 = R9 + S9 + T9$

別紙様式3-2 右上の表

	本年度の賃金の総額【円】	（グループ別内訳）			本年度の常勤換算職員数【人】			経験・技能のある介護職員のうち月平均8万円以上又は年額440万円以上【人】	特定加算を取得する事業所数
		経験・技能のある介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職種(C)	経験・技能のある介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職種(C)		
処遇改善加算の対象者	X7 334,300,935								
特定加算の対象者	X8 471,710,760	Y8 116,913,589	Z8 217,387,346	AA8 137,409,825	AB8 320.0	AC8 637.8	AD8 594.4	AE8 5	5

$X8 = Y8 + Z8 + AA8$

別紙様式3-1 2実績報告 ①②に転記

和	5	年度の加算の総額	要件Ⅰ		要件Ⅱ		要件Ⅲ	
			処遇改善加算	特定加算	ベースアップ等加算			
		= Q7	39,330,864	= Q8	17,563,584		4,597,200	
			39,331,276		17,564,496		4,598,156	
		(1)-(6)-(8)	312,614,276	(2)-(4)-(6)	423,185,496	(3)-(5)-(7)	207,408,156	
		(a)本年度の賃金の総額	= X7 334,300,935	(2)= X8	471,710,760	(3)	235,855,380	
		(b)処遇改善加算の総額		(4)= Q7	39,330,864	(5)	19,665,432	
		(c)特定加算の総額	= Q8 - T8		14,138,555	(7)	8,781,792	
		(d)処遇改善支援補助金及びベースアップ等加算の総額	= R9 + S9	= Q9	9,194,400			
		ii)前年度の賃金の総額	【基準額1】	273,283,000	【基準額2】	405,621,000	【基準額3】	202,810,000

別紙様式3-2 介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書(施設・事業所別内訳)

名 <input type="checkbox"/> ケアサービス		(グループ別内訳)					
本年度の加算の総額[円]		経験・技能のある介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職種(C)			
処遇改善加算	Q7 39,330,864	R7 13,215,091	S7 26,115,773				
特定加算	Q8 17,563,584	R8 6,218,154	S8 7,920,401	T8 3,425,029			
処遇改善支援補助金とベースアップ等加算	Q9 9,194,400	R9 2,525,624	S9 5,022,480	T9 1,646,296			
		Q9=R9+S9+T9					

別紙様式3-2 右上の表

本年度の賃金の総額[円]	経験・技能のある介護職員(A)	(グループ別内訳)			本年度の常勤換算職員数[人]			経験・技能のある介護職員のうち月平均6万円以上又は年額440万円以上[人]	特定加算を取得する事業所数
		他の介護職員(B)	その他の職種(C)	経験・技能のある介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職種(C)			
処遇改善加算の対象者	X7 334,300,935	Y8 116,913,589	Z8 217,387,346	AA8 137,409,825	AB8 320.0	AC8 637.8	AD8 594.4	AE8 5	5
特定加算の対象者	K8 471,710,760								
		X8=Y8+Z8+AA8							

③ 平均賃金改善額<特定加算>

賃金改善を実施したグループ	前年度の平均賃金額(月額)[基準額4]	本年度の平均賃金額(月額)	平均賃金改善額	(配分比率)	(e)改善後の賃金が最も高額となった者の賃金(年額)
(A)経験・技能のある介護職員	296,642 円	316,165 円 (Y8-R7-R9/AB8)	19,523 円 (1.57)		
(B)他の介護職員	279,600 円	292,018 円 (Z8-S7-S9/AC8)	12,418 円 (1.00)		
(C)その他の職種	222,680 円	228,404 円 (AA8-T8)/AD8	5,724 円 (0.46)		4,000,000 円

別紙様式3-1 2実績報告③に転記

入力②-2 別紙様式3-3 (新様式)

事業所ごとではなく、事業所全体の総額及び総数を記入

色付きセルのみ記入

基本情報入力シートの内容が反映

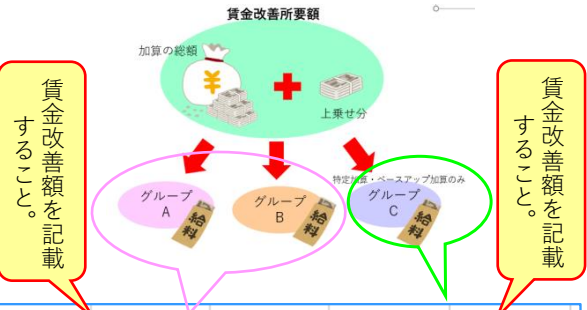
1行目の色のついたセル(R16~T16)に、本実績報告書で一括して届け出る事業所全体の総額及び総数を記入すること

1行目の色のついたセル(V16~Y16)に、本実績報告書で一括して届け出る事業所全体の総額及び総数を記入すること

介護保険事業所番号	指定種別	都道府県	市区町村	事業所の所在地	ベースアップ等加算の対象となる事業所数(介護職員等)の合計数(円)	ベースアップ等加算の対象となる事業所数(介護職員等)の合計数(円)	ベースアップ等加算の対象となる事業所数(介護職員等)の合計数(円)	加算の総額[円]	(e-1)介護職員等の賃金改善額[円]	(e-2)介護職員等の賃金改善率[円]	(e-3)介護職員等の賃金改善率[円]	
1		東京都	千代田区	介護保険事業所内01 訪問介護	235,858,380	19,665,432	6,781,792	4,597,200	3,774,837	2,747,615	823,319	563,340
2		東京都	豊島区	介護保険事業所内02 通所介護				328,200				
3		埼玉県	さいたま市	介護老人福祉施設				287,760				
4		埼玉県	埼玉市	介護老人福祉施設				2,153,088				
5		千葉県	千葉市	介護老人福祉施設				443,904				
6		千葉県	千葉市	介護老人福祉施設				1,332,664				
7		千葉県	千葉市	短期入所療養介護(老健)				51,264				

別紙様式 3 - 3 記入上の注意点①

ベースアップ加算の賃金改善実施期間（令和4年度においては、原則として令和4年10月分から令和5年3月分まで）における賃金の総額、加算の総額を記載すること。



ベースアップ等加算の賃金改善実施期間における賃金の総額 〔介添職員とその他の職員の合計額〕〔円〕 (e)	処遇改善加算	特定加算	ベースアップ等加算				
	ベースアップ等加算の賃金改善実施期間における加算の総額〔円〕 (a)	ベースアップ等加算の賃金改善実施期間における加算の総額〔円〕 (r)	加算の総額〔円〕	(n-1) ④ i) 介添職員の賃金改善額〔円〕	(n-2) 左記のうち、ベースアップ等による賃金改善額〔円〕	(o-1) ④ ii) その他の職員の賃金改善額〔円〕	(o-2) 左記のうち、ベースアップ等による賃金改善額〔円〕
235,855,380	19,665,432	8,781,792	4,597,200	3,774,837	2,747,615	823,319	563,340

61

別紙様式 3 - 3 記入上の注意点②

「賃金改善実施期間における賃金の総額」は、賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

ベースアップ等加算の賃金改善実施期間における賃金の総額 〔介添職員とその他の職員の合計額〕〔円〕 (e)	処遇改善加算	特定加算	ベースアップ等加算				
	ベースアップ等加算の賃金改善実施期間における加算の総額〔円〕 (a)	ベースアップ等加算の賃金改善実施期間における加算の総額〔円〕 (r)	加算の総額〔円〕	(n-1) ④ i) 介添職員の賃金改善額〔円〕	(n-2) 左記のうち、ベースアップ等による賃金改善額〔円〕	(o-1) ④ ii) その他の職員の賃金改善額〔円〕	(o-2) 左記のうち、ベースアップ等による賃金改善額〔円〕
235,855,380	19,665,432	8,781,792	4,597,200	3,774,837	2,747,615	823,319	563,340

62

別紙様式3-3 記入上の注意点③

ベースアップ等加算の賃金改善実施期間における賃金の総額【介護職員とその他の職員の合計額】[円] (a)	処遇改善加算	特定加算	ベースアップ等加算				
	ベースアップ等加算の賃金改善実施期間における加算の総額[円] (q)	ベースアップ等加算の賃金改善実施期間における加算の総額[円] (r)	加算の総額[円]	(g-1) ⑤i)介護職員の賃金改善額[円]	(g-2) 左記のうち、ベースアップ等による賃金改善額[円]	(g-1) ⑤ii)その他の職員の賃金改善額[円]	(g-2) 左記のうち、ベースアップ等による賃金改善額[円]
235,855,380	19,665,432	8,781,792	4,597,200	3,774,837	2,747,615	823,319	563,340

別紙様式3-1
2 実績報告①

	要件 I ↓	要件 II ↓	要件 III ↓
	処遇改善加算	特定加算	ベースアップ等加算
5 年度の加算の総額	39,330,864 円	17,563,584 円	4,597,200 円
賃金改善所要額(i-ii)	39,331,276 円	17,564,496 円	4,598,156 円
(右欄の額は左欄の額以上であること)			
i) それぞれの加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	(1)-(4)-(5) 312,614,276 円	(2)-(4)-(5) 423,185,496 円	(3)-(5)-(7) 207,408,156 円
(a)本年度の賃金の総額	(1) 334,300,935 円	(2) 471,710,760 円	(3) 235,855,380 円
(b)処遇改善加算の総額	(4) 39,330,864 円	(5) 19,665,432 円	(6) 8,781,792 円
(c)特定加算の総額	(6) 14,138,555 円	(7) 9,194,400 円	
(d)処遇改善支援補助金及びベースアップ等加算の総額	(8) 7,548,104 円	(9) 9,194,400 円	
ii)前年度の賃金の総額	【基準額1】 273,283,000 円	【基準額2】 405,621,000 円	【基準額3】 202,810,000 円

一致すること

入力した数値（金額）の転記

入力した加算の総額は、別紙様式3-3の左上の表や、別紙様式3-1に転記されます。

別紙様式3-3 介護職員等ベースアップ等支援実績報告書(施設・事業所別個表)	
法人名	〇〇ケアサービス
ベースアップ等加算の賃金改善実施期間における賃金の総額【別紙様式3-1(3)に転記】	Q6 235,855,380 [円]
ベースアップ等加算の賃金改善実施期間における処遇改善加算の総額【別紙様式3-1(5)に転記】	Q7 19,665,432
ベースアップ等加算の賃金改善実施期間における特定加算の総額【別紙様式3-1(7)に転記】	Q8 8,781,792
ベースアップ等加算の総額【別紙様式3-1(9)に転記】	Q9 4,597,200

ベースアップ等加算の賃金改善実施期間における賃金の総額【介護職員とその他の職員の合計額】[円] (a)	処遇改善加算	特定加算	ベースアップ等加算				
	ベースアップ等加算の賃金改善実施期間における加算の総額[円] (q)	ベースアップ等加算の賃金改善実施期間における加算の総額[円] (r)	加算の総額[円]	(g-1) ⑤i)介護職員の賃金改善額[円]	(g-2) 左記のうち、ベースアップ等による賃金改善額[円]	(g-1) ⑤ii)その他の職員の賃金改善額[円]	(g-2) 左記のうち、ベースアップ等による賃金改善額[円]
Q6^ 235,855,380	Q7^ 19,665,432	Q8^ 8,781,792	Q9^ 4,597,200	V16 3,774,837	W16 2,747,615	X16 823,319	Y16 563,340

別紙様式3-3 介護職員等ベースアップ等支援実績報告書(施設・事業所別個表)

法人名 **〇〇ケアサービス**

	[円]	
ベースアップ等加算の賃金改善実施期間における賃金の総額(別紙様式3-1⑤(S)に転記)	Q6	235,855,380
ベースアップ等加算の賃金改善実施期間における処遇改善加算の総額(別紙様式3-1⑤(S)に転記)	Q7	19,665,432
ベースアップ等加算の賃金改善実施期間における特定加算の総額(別紙様式3-1⑤(T)に転記)	Q8	8,781,792
ベースアップ等加算の総額(別紙様式3-1⑤(U)に転記)	Q9	4,597,200

5 年度の加算の総額	要件Ⅰ ↓		要件Ⅱ ↓		要件Ⅲ ↓	
	処遇改善加算	特定加算	ベースアップ等加算			
賃金改善所要額(i-ii) (右欄の額は①欄の額以上であること)	39,330,864 円	17,663,584 円	= Q9	4,597,200 円		
i) それぞれの加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額						
(a) 本年年度の賃金の総額	312,614,276 円	423,185,496 円	207,408,156 円			
(b) 処遇改善加算の総額	334,300,935 円	471,710,760 円	= Q6	235,855,380 円		
(c) 特定加算の総額	14,138,555 円	39,330,864 円	= Q7	19,665,432 円		
(d) 処遇改善支援補助金及びベースアップ等加算の総額	7,548,104 円	9,194,400 円	= Q8	8,781,792 円		
ii) 前年度の賃金の総額 【基準額1・基準額2・基準額3】	273,283,000 円	405,621,000 円	202,810,000 円			

別紙様式3-1
2 実績報告
①②に転記

別紙様式3-3 の表

ベースアップ等加算の賃金改善実施期間における賃金の総額(介護職員とその他の職員の合計額)[円]	処遇改善加算	特定加算	ベースアップ等加算	加算の総額[円]		⑤i) 介護職員の賃金改善額		⑤ii) その他の職員の賃金改善額	
	ベースアップ等加算の賃金改善実施期間における加算の総額[円]	ベースアップ等加算の賃金改善実施期間における加算の総額[円]	加算の総額[円]	(n-1)	(n-2)	(o-1)	(o-2)	(o-1)	(o-2)
Q6 235,855,380	Q7 19,665,432	Q8 8,781,792	Q9 4,597,200	V16 3,774,837	W16 2,747,615	X16 823,319	Y16 563,340		

別紙様式3-1 2 実績報告 ⑤に転記

⑤ ベースアップ等による賃金改善額等<ベースアップ等加算>									
i) 介護職員の賃金改善額(n-1)		= V16 3,774,837 円							
(うち、ベースアップ等による賃金改善額)(n-2)		= W16 2,747,615 円		(72.79) %		< ○		要件Ⅵ	
1-月あたり		457,936 円							
ii) その他の職員の賃金改善額(o-1)		= X16 823,319 円							
(うち、ベースアップ等による賃金改善額)(o-2)		= Y16 563,340 円		(68.42) %		< ○			
1-月あたり		93,890 円							
賃金改善実施期間		令和 4 年 10 月		～		令和 5 年 3 月		(6 か月)	

【記入上の注意】
・(n-1)と(o-1)の合計額は、ベースアップ等加算による「賃金改善所要額」(「⑤賃金改善所要額」の最右欄)と一致すること。

別紙様式 3 - 3 記入上の注意点③

ベースアップ等加算の賃金改善実施期間における賃金の総額 [介護職員とその他の職員の合計額] [円] (a)	処遇改善加算	特定加算	ベースアップ等加算			
	ベースアップ等加算の賃金改善実施期間における加算の総額 [円] (a)	ベースアップ等加算の賃金改善実施期間における加算の総額 [円] (r)	加算の総額 [円]	(g-1) ⑤-1 介護職員の賃金改善額 [円]	(g-1) ⑤-1 その他の職員の賃金改善額 [円]	(g-2) ⑤-2 上記のうち、ベースアップ等による賃金改善額 [円]
235,855,380		8,781,792	4,597,200	V16 3,774,837	X16 823,319	563,340

再掲

別紙様式 3-1
2 実績報告①

5 年度の加算の総額	要件 I ↓		要件 II ↓		要件 III ↓	
	処遇改善加算	特定加算	ベースアップ等加算	ベースアップ等加算	ベースアップ等加算	ベースアップ等加算
39,330,864 円	39,330,864 円	17,563,584 円	4,597,200 円	4,597,200 円	4,597,200 円	4,597,200 円
金改善所要額 (i - ii)	39,331,276 円	17,564,496 円	4,598,156 円	4,598,156 円	4,598,156 円	4,598,156 円
(右欄の額は④欄の額以上であること)						
i) それぞれの加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	(1)-(4)-(5) 312,614,276 円	(2)-(4)-(5) 423,185,496 円	(3)-(5)-(7) 207,408,156 円	(3)-(5)-(7) 207,408,156 円	(3)-(5)-(7) 207,408,156 円	(3)-(5)-(7) 207,408,156 円
(a) 本年度の賃金の総額	(1) 334,300,935 円	(2) 471,710,760 円	(3) 235,855,380 円	(3) 235,855,380 円	(3) 235,855,380 円	(3) 235,855,380 円
(b) 処遇改善加算の総額	(4) 39,330,864 円	(4) 39,330,864 円	(5) 19,665,432 円	(5) 19,665,432 円	(5) 19,665,432 円	(5) 19,665,432 円
(c) 特定加算の総額	(6) 14,138,555 円	(6) 14,138,555 円	(7) 8,781,792 円	(7) 8,781,792 円	(7) 8,781,792 円	(7) 8,781,792 円
(d) 処遇改善支援助金及びベースアップ等加算の総額	(8) 7,548,104 円	(8) 7,548,104 円	(9) 9,194,400 円	(9) 9,194,400 円	(9) 9,194,400 円	(9) 9,194,400 円
ii) 前年度の賃金の総額	【基準額1】 273,283,000 円	【基準額2】 405,621,000 円	【基準額3】 202,810,000 円	【基準額3】 202,810,000 円	【基準額3】 202,810,000 円	【基準額3】 202,810,000 円

一致すること

入力③ 別紙様式 3 - 1

色付きセルのみ記入

別紙様式 3 - 1 記入上の注意点①

別紙様式3-1 提出先 ○○市

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算
実績報告書(令和 5 年度)

1 基本情報

フリガナ ○○ケアサービス
法人名 ○○ケアサービス
法人所在地 〒100-1234 千代田区麹が團1-2-2
フリガナ ○○ビル8F
ゴロウ、カマウ
書籍作成担当者 厚労 太郎
連絡先 電話番号 03-3571-0000 FAX番号 03-3571-0001

【本報告書で報告する加算】※取消し加算については「○」を取消し、「×」を選択しないこと。取消し加算は「×」を選択しないこと。
 介護職員処遇改善加算(処遇改善) 介護職員等特定処遇改善加算(特定加算) 介護職員等ベースアップ等支援加算(ベースアップ等加算)
 × をつけた加算に赤字記入欄(グレーになるセル)は、記入不要。

2 実績報告<共通> ※詳細は別紙様式3-2及び3-3に記載

本様式では以下の条件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取消の条件を満たしていない。
 I【処遇改善加算】介護職員の賃金について、処遇改善加算による賃金改善所要額が、同加算の算定額以上
 II【特定加算】介護職員の賃金について、特定加算による賃金改善所要額が、同加算の算定額以上
 III【ベースアップ等加算】介護職員以外の職員の賃金について、ベースアップ等加算による賃金改善所要額が、同加算の算定額以上
 IV【特定加算】グループ毎の平均賃金改善率が配分ルールを満たしていること
 V【特定加算】技能・技能のある介護職員(A)の割合、1人以上は月額5万円の改善または改善後(その人数はグループ毎に算定する基準額)に達していること
 VI【ベースアップ等加算】賃金改善の合計額の5%以上は、基本給又は決まって毎月支払われる賃金の引上げに充てられていること

	要件I ↓	要件II ↓	要件III ↓
① 令和 5 年度の加算の総額	処遇改善加算 <input checked="" type="radio"/> 39,330,864 円	特定加算 <input checked="" type="radio"/> 17,563,584 円	ベースアップ等加算 <input checked="" type="radio"/> 4,597,200 円
② 賃金改善所要額(i-ii) (右欄の額は①欄の額以上であること)	39,331,276 円	17,564,496 円	4,598,156 円
i) それぞれの加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	(1)-(6)-(9) 312,614,276 円	(2)-(4)-(9) 423,185,496 円	(3)-(5)-(7) 207,408,156 円
(a) 本年度の賃金の総額	(1) 334,300,935 円	(2) 471,710,760 円	(3) 235,855,380 円
(b) 処遇改善加算の総額	(4) 39,330,864 円	(5) 19,665,432 円	(6) 19,665,432 円
(c) 特定加算の総額	(6) 14,138,555 円	(7) 8,781,792 円	(8) 8,781,792 円
(d) 処遇改善支援補助金及びベースアップ等加算の総額	(8) 7,548,104 円	(9) 9,194,400 円	(9) 9,194,400 円
ii) 前年度の賃金の総額 【基準額1・基準額2・基準額3】	【基準額1】 273,283,000 円	【基準額2】 405,621,000 円	【基準額3】 202,810,000 円

算定していない加算は「×」を選択
→セルがグレーになる

算定している加算は「○」
算定していない加算は「×」を選択

関連する項目が
グレー表示(記入不要)

69



別紙様式 3 - 1 記入上の注意点②

- 算定する加算に係るオレンジセルが「○」になっていることを確認する。

要件I～III：賃金改善所要額が、加算の総額以上であること

	要件I ↓	要件II ↓	要件III ↓
① 令和 5 年度の加算の総額	処遇改善加算 <input checked="" type="radio"/> 39,330,864 円	特定加算 <input checked="" type="radio"/> 17,563,584 円	ベースアップ等加算 <input checked="" type="radio"/> 4,597,200 円
② 賃金改善所要額(i-ii) (右欄の額は①欄の額以上であること)	39,331,276 円	17,564,496 円	4,598,156 円
i) それぞれの加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	(1)-(6)-(9) 312,614,276 円	(2)-(4)-(9) 423,185,496 円	(3)-(5)-(7) 207,408,156 円
(a) 本年度の賃金の総額	(1) 334,300,935 円	(2) 471,710,760 円	(3) 235,855,380 円
(b) 処遇改善加算の総額	(4) 39,330,864 円	(5) 19,665,432 円	(6) 19,665,432 円
(c) 特定加算の総額	(6) 14,138,555 円	(7) 8,781,792 円	(8) 8,781,792 円
(d) 処遇改善支援補助金及びベースアップ等加算の総額	(8) 7,548,104 円	(9) 9,194,400 円	(9) 9,194,400 円
ii) 前年度の賃金の総額 【基準額1・基準額2・基準額3】	【基準額1】 273,283,000 円	【基準額2】 405,621,000 円	【基準額3】 202,810,000 円



要件Ⅳ：グループ毎の平均賃金改善額が配分ルールを満たしていること

③ 平均賃金改善額<特定加算>		賃金改善を実施したグループ	前年度の平均賃金額(月額)【基準額4】	本年度の平均賃金額(月額)	平均賃金改善額	(配分比率)	最下位の賃金(円)	要件Ⅳ
(A)経験・技能のある介護職員	<input checked="" type="checkbox"/>	296,642 円	316,165 円	19,523 円	(1.57)		4,000,000 円	<input checked="" type="checkbox"/> A>BかつA>2C
(B)他の介護職員	<input checked="" type="checkbox"/>	279,600 円	292,018 円	12,418 円	(1.00)			<input checked="" type="checkbox"/> B≧2C
(C)その他の職種	<input checked="" type="checkbox"/>	222,680 円	228,404 円	5,724 円	(0.46)			

・「前年度の平均賃金額(月額)【基準額4】には、計画書2(3)④の額を記載することとしているが、職員構成が変わった等の事由により修正することが可能である。

要件Ⅴ：(A)のうち、1人以上は月額8万円の改善または改善後の賃金が年額440万円以上となっていること

④ 月額平均8万円又は改善後の賃金が年額440万円となった者<特定加算>		いずれかに該当する人数	5 人	要件Ⅴ
				<input checked="" type="checkbox"/> Aのうち1人以上が該当

⑤ ベースアップ等による賃金改善額等<ベースアップ等加算>		i) 介護職員の賃金改善額(n-1)		ii) その他の職員の賃金改善額(o-1)		要件Ⅵ
		3,774,837 円	(うち、ベースアップ等による賃金改善額)(n-2)	823,319 円	(うち、ベースアップ等による賃金改善額)(o-2)	<input checked="" type="checkbox"/> 賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること
		2,747,615 円	1-月あたり 457,936 円	563,340 円	1-月あたり 93,890 円	
		(72.79) %		(68.42) %		
賃金改善実施期間		令和4年10月		令和5年3月		(6か月)

別紙様式3-1 記入上の注意点③

	要件Ⅰ ↓	要件Ⅱ ↓	要件Ⅲ ↓
	処遇改善加算	特定加算	ベースアップ等加算
① 令和5年度の加算の総額	39,330,864 円	17,563,584 円	4,597,200 円
② 賃金改善所要額(i-ii)	39,331,275 円	17,564,495 円	4,598,156 円
(右欄の額は①欄の額以上であること)			
i)それぞれの加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	312,614,276 円	423,185,496 円	207,408,156 円
(a)本年度の賃金の総額	(1) 334,300,935 円	(2) 471,710,760 円	(3) 235,855,380 円
(b)処遇改善加算の総額	(4) 39,330,864 円	(5) 19,665,432 円	(6) 8,781,792 円
(c)特定加算の総額	(7) 14,138,555 円	(8) 9,194,400 円	
(d)処遇改善支援補助金及びベースアップ等加算の総額	(9) 7,548,104 円		
ii)前年度の賃金の総額	【基準額1】 273,283,000 円	【基準額2】 405,621,000 円	【基準額3】 202,810,000 円

前年度の賃金の総額：計画書の2(1)②ii)の額を記載することとしているが、職員構成が変わった等の事由により修正することが可能。その場合、⑦その他に修正理由を記載する。

⑦その他(やむを得ず配分比率を満たすことができなくなった場合等については、下記の欄に記載すること。)



実績報告書の提出時において、前年度の賃金の総額に変更の必要が生じた場合

問 処遇改善計画書及び実績報告書において基準額1、2（前年度の（介護職員の）賃金の総額）及び基準額3（グループ別の前年度の平均賃金額）の欄が設けられているが、実績報告書の提出時において、基準額1、2及び3に変更の必要が生じた場合について、どのように対応すればよいか。

（介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関するQ & A 令和3年6月29日付 P2 問1）

73



答 当該事業所における処遇改善加算等により賃金改善を行った総額については、

- ① 前年度の賃金の総額（基準額1、2）
- ② 処遇改善加算又は特定加算による賃金改善を含めた当該年度の賃金の総額

を比較し計算することとしているが、①について職員構成や賃金改善実施期間等が変わることにより、修正が必要となった場合や、②について経営状況等が変わった場合、以下の取扱いが可能である。

<①について職員構成や賃金改善実施期間等が変わることにより、修正が必要となった場合>

当該年度において、勤続年数が長い職員が退職し、職員を新規採用したこと等により、前年度と職員構成等が変わった場合や賃金改善実施期間が処遇改善計画書策定時点と変わった場合等に、処遇改善計画書に記載した前年度の賃金の総額が、②と比較するに当たっての基準額として適切ではなくなる場合がある。通常は、処遇改善計画書の変更の届出を行い、基準額1、2の額を推計することにより修正することとなるが、この場合は、実績報告書の提出時において、変更前後の基準額と合理的な変更理由を説明することで差し支えない。（令和2年度実績報告書においては、説明方法は問わないが、令和3年度においては、「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老発0316第4号）でお示しした実績報告書（様式3-1）の「⑥その他」に記載されたい。

74



別紙様式 3-2

サービス	グループ別加算			
	経験・技能のある介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職種(C)	
処遇改善加算	Q7 39,330,864	R7 13,219,291	S7 781,15,773	
特定加算	Q8 17,563,584	R8 4,219,154	S8 7,800,401	T8 3,425,209
処遇改善支援助金とベースアップ等加算	Q9 9,194,400	R9 3,525,624	S9 5,022,400	T9 1,446,284

Q7+Q8+Q9 = R7+R8+R9 = S7+S8+S9 = T7+T8+T9

別紙様式 3-3

介護職員等ベースアップ等支援実績報告書(施設・事業所別図表)

人名

ベースアップ等加算の資金改善実施期間における資金の総額(別紙様式3-1(2)(3)に転記)	Q6	235,855,380
ベースアップ等加算の資金改善実施期間における処遇改善加算の総額(別紙様式3-1(2)(5)に転記)	Q7	19,665,432
ベースアップ等加算の資金改善実施期間における特定加算の総額(別紙様式3-1(2)(7)に転記)	Q8	8,781,792
ベースアップ等加算の総額(別紙様式3-1(2)に転記)	Q9	4,597,200

別紙様式 3-1 2 実績報告 ①②

要件 I ↓	要件 II ↓		要件 III ↓
	処遇改善加算	特定加算	
令和 5 年度の加算の総額	= Q7 39,330,864 円	= Q8 17,563,584 円	= Q9 4,597,200 円
① 資金改善所要額(i-ii)	39,331,276 円	17,564,496 円	4,598,156 円
② 右側の額は①の額以上であること			
i) それぞれの加算の算定により資金改善を行った資金の総額	(1)-(6)-(8) 312,614,276 円	(2)-(4)-(9) 423,185,496 円	(3)-(5)-(7) 207,408,156 円
(a)本年度の資金の総額	= X7 334,300,935 円	= X8 471,710,760 円	= Q6 235,855,380 円
(b)処遇改善加算の総額	= Q7 39,330,864 円	= Q7 19,665,432 円	= Q7 19,665,432 円
(c)特定加算の総額	= Q8 - T8 138,555 円		= Q8 8,781,792 円
(d)処遇改善支援助金及びベースアップ等加算の総額	= R9 + S9 5,481,104 円	= Q9 9,194,400 円	
ii) 前年度の資金の総額	【基準額1】 273,283,000 円	【基準額2】 405,621,000 円	【基準額3】 202,810,000 円

75

別紙様式 3 - 1 記入上の注意点④

③ 平均賃金改善額<特定加算>

	賃金改善を実施したグループ	前年度の平均賃金額(月額)(基準額4)	本年度の平均賃金額(月額)	平均賃金改善額(配分比率)	(e)改善後の賃金が最も高額となった者の賃金(月額)	要件IV
(A) 経験・技能のある介護職員	<input checked="" type="checkbox"/>	296,642 円	316,165 円	19,523 円 (1.57)	4,000,000 円	A>BかつA>2C
(B) 他の介護職員	<input checked="" type="checkbox"/>	279,600 円	292,018 円	12,418 円 (1.00)		B≧2C
(C) その他の職種	<input checked="" type="checkbox"/>	222,680 円	228,404 円	5,724 円 (0.46)		

前年度の平均賃金額：計画書2(3)⑦iv)の額を記載することとしているが、職員構成が変わった等の事由により修正することが可能。その場合、⑦その他に修正理由を記載する。

⑦その他(やむを得ず配分比率を満たすことができなくなった場合等については、下記の欄に記載すること。)

76



実績報告書の提出時において、グループ別の前年度の平均賃金に変更の必要が生じた場合

問 処遇改善計画書及び実績報告書において基準額 1、2（前年度の（介護職員の）賃金の総額）及び基準額 3（グループ別の前年度の平均賃金額）の欄が設けられているが、実績報告書の提出時において、基準額 1、2 及び 3 に変更の必要が生じた場合について、どのように対応すればよいか。

（介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する Q & A 令和 3 年 6 月 29 日付 P2 問 1 ）

77



答 当該事業所における処遇改善加算等により賃金改善を行った総額については、

- ① 前年度の賃金の総額（基準額 1、2）
- ② 処遇改善加算又は特定加算による賃金改善を含めた当該年度の賃金の総額

を比較し計算することとしているが、①について職員構成や賃金改善実施期間等が変わることにより、修正が必要となった場合や、②について経営状況等が変わった場合、以下の取扱いが可能である。

<①について職員構成や賃金改善実施期間等が変わることにより、修正が必要となった場合>

当該年度において、勤続年数が長い職員が退職し、職員を新規採用したこと等により、前年度と職員構成等が変わった場合や賃金改善実施期間が処遇改善計画書策定時点と変わった場合等に、処遇改善計画書に記載した前年度の賃金の総額が、②と比較するに当たっての基準額として適切ではなくなる場合がある。通常は、処遇改善計画書の変更の届出を行い、基準額 1、2 の額を推計することにより修正することとなるが、この場合は、実績報告書の提出時において、変更前後の基準額と合理的な変更理由を説明することで差し支えない。（令和 2 年度実績報告書においては、説明方法は問わないが、令和 3 年度においては、「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和 3 年 3 月 16 日老発 0316 第 4 号）でお示しした実績報告書（様式 3-1）の「⑥その他」に記載されたい。

なお、これは、基準額 3（グループ別の前年度の平均賃金額）についても同様である。

78



別紙様式3-2 左上の表

別紙様式3-2 介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書(施設・事業所別内訳)				
名 〇〇ケアサービス				
(グループ別内訳)				
本年度の加算の総額【円】	経験・技能のある介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職種(C)	
処遇改善加算	Q7 39,330,864	R7 13,215,091	S7 26,115,773	
特定加算	Q8 17,563,584	R8 6,218,154	S8 7,920,401	T8 3,425,029
処遇改善支援補助金とベースアップ等加算	Q9 9,194,400	R9 2,525,624	S9 5,022,480	T9 1,646,296
Q9=R9+S9+T9				

別紙様式3-2 右上の表

本年度の賃金の総額【円】	(グループ別内訳)			本年度の常勤換算職員数【人】			経験・技能のある介護職員のうち月平均6万円以上又は年額440万円以上【人】	特定加算を取得する事業所数
	経験・技能のある介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職種(C)	経験・技能のある介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職種(C)		
処遇改善加算の対象者	X7 334,300,935	Y8 116,913,589	Z8 217,387,346	AA8 137,409,825	AB8 320.0	AC8 637.8	AD8 594.4	AE8 5
特定加算の対象者	X8 471,710,760	Y9 116,913,589	Z9 217,387,346	AA9 137,409,825	AB9 320.0	AC9 637.8	AD9 594.4	AE9 5
X8=Y8+Z8+AA8								

③ 平均賃金改善額<特定加算>

別紙様式3-1 2 実績報告 ③に転記	賃金改善を実施したグループ	イ	前年度の平均賃金額(月額)【基準額4】	本年度の平均賃金額(月額)	平均賃金改善額	(配分比率)	(e)改善後の賃金が最も高額となった者の賃金(月額)
(A)経験・技能のある介護職員	<input checked="" type="checkbox"/>		296,642 円	316,165 円	19,523 円	(1.57)	
(B)他の介護職員	<input checked="" type="checkbox"/>		279,600 円	292,018 円	12,418 円	(1.00)	
(C)その他の職種	<input checked="" type="checkbox"/>		222,680 円	228,404 円	5,724 円	(0.46)	4,000,000 円

再掲

別紙様式3-1 記入上の注意点⑤

⑤ ベースアップ等による賃金改善額等<ベースアップ等加算>

i) 介護職員の賃金改善額(n-1)	3,774,837 円			
(うち、ベースアップ等による賃金改善額)(n-2)	2,747,615 円	(72.79) %	<	○
【一月あたり】	457,936 円			
ii) その他の職員の賃金改善額(o-1)	823,319 円			
(うち、ベースアップ等による賃金改善額)(o-2)	563,340 円	(68.42) %	<	○
【一月あたり】	93,890 円			

賃金改善実施期間 令和 4 年 10 月 ~ 令和 5 年 3 月 (か月)

一致

(n-1) と (o-1) の合計額は、ベースアップ等加算による「賃金改善所要額」(「②賃金改善所要額」の最右欄)と一致すること。

① 令和 5 年度の加算の総額	処遇改善加算	円	ベースアップ等加算	円
② 賃金改善所要額(i-ii)	39,330,864	円	97,200	円
③ (右欄の額は①の額以上であること)	39,331,276	円	4,598,156	円
i) それぞれの加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	(4)-(5)	円	(2)-(4)-(5)	円
(a)本年度の賃金の総額	(1)	334,300,935 円	(2)	235,855,380 円
(b)処遇改善加算の総額	(4)	39,330,864 円	(5)	19,665,432 円
(c)特定加算の総額	(6)	14,138,555 円	(7)	8,781,792 円
(d)処遇改善支援補助金及びベースアップ等加算の総額	(8)	7,548,104 円	(9)	9,194,400 円
ii) 前年度の賃金の総額	【基準額1】	273,283,000 円	【基準額2】	405,621,000 円
【基準額1・基準額2・基準額3】			【基準額3】	202,810,000 円

別紙様式 3 - 1 記入上の注意点⑥

⑥ 職場環境等要件に基づいて実施した取組について<<処遇改善加算・特定加算>>

【処遇改善加算】
提出した取組の期間中に、全社で**必ず1つ以上**の取組を行うことが必要であること
【特定加算】
提出した取組の期間中に、「**入職促進**」に向けた取組、「**賃賃**」の向上やキャリアアップに向けた取組、「**自立支援**」を含む**多様な働き方**の推進、「**生活性向上**」のための**業務改善**の取組、「**やりがい・働きがい**」の取組について、**必ず1つ以上**の取組を行うことが必要であること。

区分	内容
① 入職促進に向けた取組	<input type="checkbox"/> 新人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 <input type="checkbox"/> 事業所の課題による採用・人事ローテーション・研修のための制度整備 <input type="checkbox"/> 施設長からの新卒者、主婦層、や高齢者等、経験者や資格者等に比べられない幅広い採用の仕組みの整備 <input type="checkbox"/> 作業技能の習得や研修行事への参加や主催等による 就業能力向上 の取組の実施
② 賃賃の向上やキャリアアップに向けた取組	<input type="checkbox"/> 働きながら介護福祉士資格を目指す者に対する 資格取得支援 や、より専門性の高い介護技術を習得しようとする者に対する 資格取得支援 、 キャリアアップ や スキルアップ 研修、 研修 の実施 <input type="checkbox"/> 研修の実施やキャリアアップ研修など、 研修 に関するマネジメント研修の実施 <input type="checkbox"/> エルゴノミー・ケア・福祉や心・身に関する研修・講座の実施 <input type="checkbox"/> 上級等・担当等による キャリアアップ など、 キャリアアップ に関する 研修 の実施
③ 自立支援・多様な働き方の推進	<input type="checkbox"/> 子育てや介護等の介護福祉士等の自立を目指す者のための 就業支援 の取組、 業務内での就業 の取組 <input type="checkbox"/> 就業の事情等の状況に応じた 働き方 や 就業形態 の導入、 就業 の希望に合わせた 就業 からの 就業 への 就業 の取組 <input type="checkbox"/> 若手社員が活躍しやすい 環境 の整備 <input type="checkbox"/> 障害や高齢者就業、 心・身 に関する 就業 の取組
④ 生活性を含む心身の健康管理	<input type="checkbox"/> 介護職員の身体的負担軽減のための 就業 の取組、 介護ロボット や ICT 等の 就業 導入及び 研修 による 就業 の取組 <input type="checkbox"/> 就業 の取組も 就業 可能な 就業 ・ ストレス チェックや、 就業 のための 就業 の取組 <input type="checkbox"/> 就業 のための 就業 の取組 <input type="checkbox"/> 就業 ・ トラブル への 就業 の取組
⑤ 生活性向上のための業務改善の取組	<input type="checkbox"/> タブレット や パソコン 等の 就業 の取組、 就業 の取組による 就業 の取組 <input type="checkbox"/> 就業 の取組、 就業 の取組、 就業 の取組、 就業 の取組による 就業 の取組 <input type="checkbox"/> 就業 の取組、 就業 の取組、 就業 の取組、 就業 の取組による 就業 の取組 <input type="checkbox"/> 就業 の取組、 就業 の取組、 就業 の取組、 就業 の取組による 就業 の取組
⑥ やりがい・働きがいの取組	<input type="checkbox"/> 就業 の取組、 就業 の取組、 就業 の取組、 就業 の取組による 就業 の取組 <input type="checkbox"/> 就業 の取組、 就業 の取組、 就業 の取組、 就業 の取組による 就業 の取組 <input type="checkbox"/> 就業 の取組、 就業 の取組、 就業 の取組、 就業 の取組による 就業 の取組 <input type="checkbox"/> 就業 の取組、 就業 の取組、 就業 の取組、 就業 の取組による 就業 の取組

※上記に加えて、今年度で提出した前部署の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にもチェック【○】すること 変更なし

処遇改善加算
全体の中から1つ以上の取り組みを行う

特定加算
①～⑥の各項目ごとに1つ以上の取り組みを行う

別紙様式 3 - 1 記入上の注意点⑦

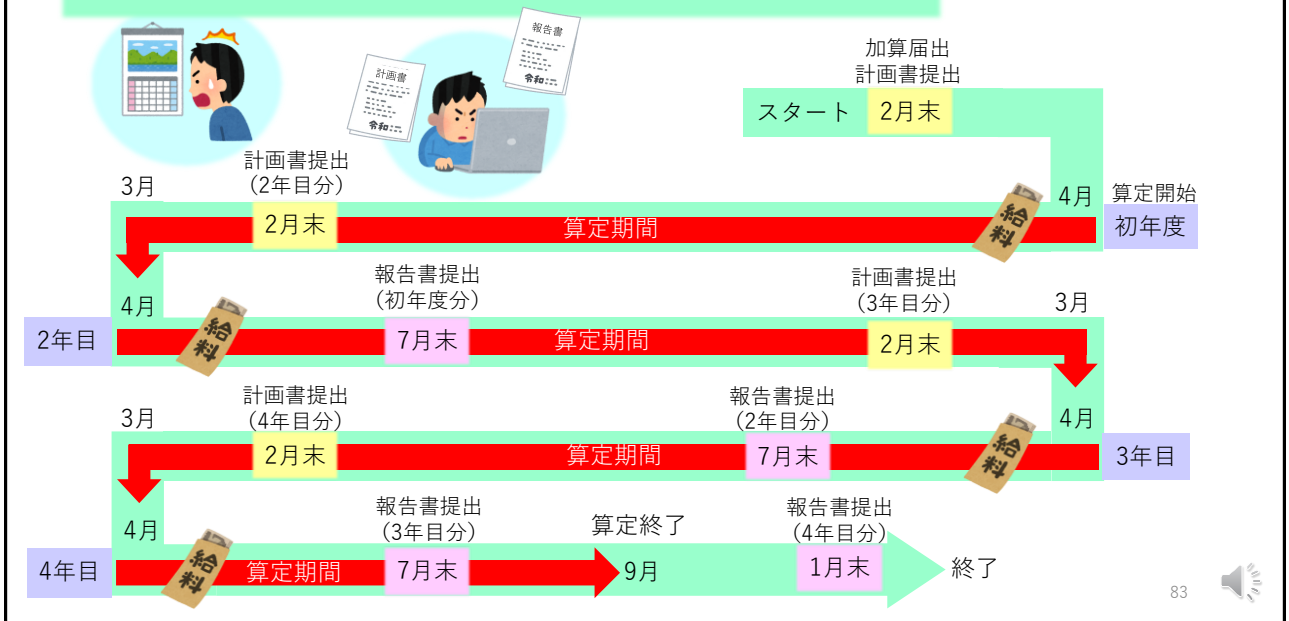
虚偽や不正があった場合には、支払われた介護給付費の返還や介護事業者の指定取消となる場合があるので留意すること。

給与明細や勤務記録等、実績報告の根拠となる資料は、指定権者からの求めがあった場合に速やかに提出できるよう、適切に保管しておくこと。

実績報告書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和	年	月	日	(法人名)	
				(代表者名)	

7. 処遇改善加算等に係る注意事項



① 計画書・実績報告書の提出時期

< 計画書 >

処遇改善加算等を取得しようとする月の前々月の末日まで

例1) 令和6年4月から算定予定 → 令和6年2月末日まで

例2) 令和5年10月から算定予定 → 令和5年8月末日まで

< 報告書 >

- 毎年度末まで算定した場合 → 翌年度の7月末日まで
- 年度途中で算定しなくなった場合 (休止、廃止含む) → 最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日まで

例1) 令和5年8月～休止 → **11月末日まで**

※最終の加算 (7月分) の支払い月 (9月) の翌々月

②変更の届出

計画書の内容について、以下の変更があった場合は変更の届出が必要。

- 1) 会社法の規定による吸収合併、新設合併等により、計画書の作成単位が変更となる場合。
- 2) 複数の介護サービス事業所等を一括申請している事業者で、当該申請に係る介護サービス事業所等に増減があった場合。
- 3) 処遇改善加算の区分変更のため、キャリアパス要件に関する適合状況に変更があった場合
- 4) 介護福祉士の配置等要件に関する適合状況に変更があり、該当する加算区分に変更が生じた場合。
- 5) 就業規則を改正した場合（介護職員の処遇に関する内容に限る）
- 6) 処遇改善加算（Ⅲ）を算定し、キャリアパス要件、職場環境等要件の要件間の変更が生じる場合

85



③関係資料の保管及び提示について

- 計画書及び実績報告書の内容を証明する資料は、事業者が適切に保管し、沖縄市から求めがあった場合には速やかに提出すること。

④労働関係法令の遵守

- 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働関係法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- 労働保険料の納付が適正に行われていること。

86



⑤ 処遇改善方法の周知

- 処遇改善加算等の届出を行った事業所は、当該事業所における賃金改善を行う方法について**計画書を用いて**職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても職員に周知すること。
- 介護職員から処遇改善加算等に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について、書面を用いるなどわかりやすく回答すること。

87



処遇改善計画書等の周知方法

問 賃金改善等の処遇改善計画の介護職員への周知方法の確認について、回覧形式で判子を押印した計画書の写しを提出させること等が考えられるが、具体的にどのように周知すればよいか。

(平成24年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 1) 平成24年3月16日付 P97 問231)

答 賃金改善計画等の周知については、全従事者が閲覧できる掲示板等への掲示や全従事者への文書による通知等が考えられるが、各法人・事業所において適切な方法で実施することが必要である。

88



ご清聴、ありがとうございました。

